

## 株式交換及び株式移転制度を利用して完全親子会社関係を 創設する場合の資本連結手続

平成12年8月31日  
最終改正 平成13年2月14日  
日本公認会計士協会

### 目 次

	項
株式交換及び株式移転制度を利用して完全親子会社関係を 創設する場合の資本連結手続	
はじめに	1 - 2
本研究報告の性格	3
定 義	4 - 12
完全親子会社関係の創設と企業結合	
企業結合に該当する場合の完全親子会社関係の創設	13 - 32
「取得」と「持分の結合」の判定と会計処理方法	13 - 18
リスクと便益の継続的な共有に係る判定基準	14 - 15
「持分の結合」に係る判定根拠の開示	16
取得会社の識別に係る判定基準	17 - 18
パーチェス法及び持分プーリング法による資本連結手続	19 - 32
パーチェス法	19 - 25
持分プーリング法	26 - 32
企業結合に該当しない完全親子会社関係の創設 資本連結手続	33 - 34 34
完全親子会社関係創設の類型と資本連結手続	
株式交換制度を利用した完全親子会社関係の創設	35 - 36
株式交換制度を利用して子会社ではない会社を完全 子会社とする場合	35
株式交換制度を利用して100%所有ではない子会社を 完全子会社とする場合	36
株式移転制度を利用した完全親子会社関係の創設	37 - 44
単独完全親会社を設立する場合	37 - 39
共同完全親会社を設立する場合	40 - 42
利益剰余金等の取扱い	43 - 44
共通支配下にある複数の会社間で行われる完全親子会社 関係の創設	45

完全親子会社関係創設後の少数株主からの追加取得	46
<b>結論の背景</b>	
完全親子会社関係創設の資本連結手続の基本的考え方	47
「取得」と「持分の結合」の判定テスト	48 - 52
リスクと便益の継続的な共有に係る判定基準	49 - 51
取得会社の識別に係る判定基準	52
パーチェス法及び持分プーリング法による資本連結手続	53 - 54
パーチェス法を適用する場合の完全子会社株式の投資原価の測定	53
持分プーリング法を適用する場合の完全子会社株式の投資原価の測定	54
企業結合に該当しない完全親子会社関係の創設	55
完全親子会社関係創設後の少数株主からの追加取得	56
<b>付 録</b>	
株式移転・交換に係る個別財務諸表における会計処理	57 - 60
商法上の株式交換・移転制度に係る会計処理に関する取扱い	57 - 59
株式交換制度を利用して完全親会社となる会社の資本増加の限度額	58
株式移転制度を利用して完全親会社となる会社の資本増加の限度額	59
完全親会社となる会社の個別財務諸表における会計処理	60
<b>設例による解説</b>	
設例 1 株式交換のケース	
設例 2 株式移転のケース（単独完全親会社設立型）	
設例 3 株式移転のケース（共同完全親会社設立型 - 「取得」の場合）	
設例 4 株式移転のケース（共同完全親会社設立型 - 「持分の結合」の場合）	
設例 5 共通支配下における株式交換のケース（連結原則に準拠した処理）	
設例 6 共通支配下における株式交換のケース（持分プーリング法に準じた処理）	
設例 7 株式交換による逆取得のケース	

## 株式交換及び株式移転制度を利用して完全親子会社関係を 創設する場合の資本連結手続

はじめに

1. ある会社が他の会社の発行済株式総数を有する親子会社関係（以下「完全親子会社関係」という。第6項及び第7項参照）を円滑に創設するための制度として、株式交換制度（第4項参照）及び株式移転制度（第5項参照）（以下「株式交換・移転制度」という。）が商法において創設された。すなわち、平成11年8月9日に成立し、同月13日に公布された「商法等の一部を改正する法律」（平成11年法律第125号。以下「改正法」という。）において株式交換・移転制度が創設され、平成11年10月1日から施行されている（改正法附則第1条、商法等の一部を改正する法律の施行日を定める政令（平成11年政令第269号））。

株式交換・移転制度を利用した完全親子会社関係の創設に係る会計処理は、合併、企業買収、営業譲渡、会社分割等の企業結合に関する包括的な会計基準により規定されるべきであると考えられるが、我が国では現在のところ、経済的実態に応じた統一かつ合理的な企業結合の会計基準は設定されていない。

このため、株式交換・移転制度を利用して完全親子会社関係を創設する場合の会計上の取扱いを検討することが求められている。

2. 企業結合に係る会計処理は、我が国の会計慣行では連結会計と合併会計に二分される。このうち、連結会計については平成9年6月の「連結財務諸表原則」（以下「連結原則」という。）の改訂により国際的水準の会計基準が整備された。しかしながら、連結原則の改訂時には、株式交換・移転制度が制定されていなかったため、当該制度を踏まえた改訂は行われていない。そのため、連結原則では株式交換・移転制度を利用した完全親子会社関係を創設する場合の資本連結手続に適用すべき定めがなく、実務上、完全親子会社関係の創設に係る会計処理について混乱が生じる可能性がある。一方、合併会計については、商法の時価以下主義のもとに多様な会計処理が認められている。

このような状況から、企業結合全般に係る会計基準の設定が必要になるのであるが、それが設定されるまでの間、現行の連結原則では想定していない株式交換・移転制度を利用した完全親子会社関係を創設する場合の資本連結手続に関し、企業結合の実態に即した具体的な会計処理を提示することが求められている。このため、企業結合の形態の一つである株式交換・移転制度を利用した完全親子会社関係の創設に関する会計処理を本研究報告として取りまとめることにした。なお、企業結合に該当しない完全親子会社関係の創設に関する会計処理も取り扱っている。

本研究報告の性格

3. 本研究報告は、当協会の会員の業務の参考に資するものである。したがって、会員は被監査会社の会計処理の妥当性を判断するに際して、本研究報告によることもできるし、また、適切と考える他の会計処理方法があれば当該処理方法によることもできる。

なお、本研究報告による場合には、部分的に適用することは適切ではない。

## 定 義

4. 「株式交換制度」とは、既存の複数の会社が商法に規定する一定の手続を行うことにより、完全子会社（100%子会社）となる会社の株主の有するその会社の株式がすべて完全親会社となる会社に移転し、完全子会社となる会社の株主は完全親会社となる会社が株式交換に際して発行する新株の割当てを受けその会社の株主となることにより、完全親子会社関係を創設する制度である（商法第352条第1項）。また、完全親会社となる会社は株式交換に際して行う新株の発行に代えて、その会社の有する自己の株式を完全子会社となる会社の株主に移転することができる（商法第356条）。なお、株式交換を三社以上の会社間で行うことも可能である。
5. 「株式移転制度」とは、完全子会社となる会社が商法に規定する一定の手続を行うことにより、その株主の有するその会社の株式を設立される完全親会社となる会社に移転させ、完全親会社となる会社が設立に際して発行する株式を完全子会社となる会社の株主に割り当てることにより完全親子会社関係を創設する制度である（商法第364条第1項）。なお、複数の会社が共同して株式移転を行い、共通の完全親会社を設立することも可能である。
6. 「完全親会社」とは、商法第352条第1項に定義されている用語であり、ある会社の発行済株式総数（100%）を有する会社をいう。
7. 「完全子会社」とは、商法第352条第1項に定義されている用語であり、ある会社によって発行済株式総数（100%）を保有されている会社をいう。
8. 「企業結合」とは、ある会社と他の会社が合体して両会社に対する持分を結合するか又はある会社が他の会社の純資産や経営に対する支配を獲得する結果、独立した会社同士が一体となって一つの経済企業体となることをいう。この場合、独立した会社とは連結原則上の親子会社関係に該当しない会社をいう。
9. 「取得」とは、ある会社（取得会社）が他の会社（被取得会社）の純資産及び経営に対する支配を、資産の引渡し、負債の引受け又は株式の発行により獲得する企業結合をいう。
10. 「逆取得」とは、ある会社が他の会社の株式を取得したものの、当該他の会社が結合後会社を支配する企業結合をいう。
11. 「持分の結合」とは、ある結合前会社の株主と他の結合前会社の株主が、それぞれの結合前会社の純資産及び経営のすべて（又は事実上すべて）に対する支配を結合し、結合後会社のリスクと便益を継続的に共同して負担及び享受（以下、共同して負担及び享受することを「共有」という。）する場合であって、かつ、結合前会社のいずれかが取得会社か識別できない企業結合をいう。
12. 株式移転制度を利用して単独で完全親子会社関係を創設する場合を「単独完全親会社設立型」といい、また、同制度を利用して複数の会社が共同して完全親子会社関係を創設する場合を「共同完全親会社設立型」という。

## 完全親子会社関係の創設と企業結合

### 企業結合に該当する場合の完全親子会社関係の創設

#### 「取得」と「持分の結合」の判定と会計処理方法

13. 企業結合に該当する場合、以下で述べる判定基準に従って、「取得」又は「持分の結合」のいずれかに判定されることになるが、多くの企業結合では、会社の一つが他の会社の純資産及び経営に対する支配を獲得することになるため、取得会社を識別することが可能である。

完全親子会社関係の創設が企業結合に該当する場合で、その経済的実態が「取得」と判定されるときには、株式交換・移転を資産の購入と同様に考え、パーチェス法（第19項参照）を適用し、「持分の結合」と判定されるときには、企業結合前会社の株主にとって、企業結合前に存在していたリスクと便益の共有が継続し、結合前会社のそれぞれの事業が以前のように継続していると考え、持分プーリング法（第26項参照）を適用する。

#### リスクと便益の継続的な共有に係る判定基準

14. 結合後会社におけるリスクと便益の共有は、通常、結合前会社の議決権付普通株式がそれと実質同一内容の結合後会社の議決権付普通株式と交換されることが必要であり、したがって、結合当事会社のいずれの株式に係る議決権、残余財産分配権、配当請求権等について、交換後の株式に重要な制限があってはならない。

さらに、結合後会社のリスクと便益の共有が継続しているとするためには、次のすべての要件を満たす必要がある。

一つ又は複数の結合前会社の議決権付普通株式のほとんどすべて（株式持合により法律上結合後会社の株式を交換により取得できない場合を除く。）が、結合後会社に取得され、その対価として結合後会社の議決権付普通株式と交換される。

ある結合前会社の公正な評価額が、他の結合前会社の公正な評価額と著しく異ならない。

それぞれの結合前会社の株主が結合後会社においても、相対的に結合前と同様に、結合後会社において実質同等の議決権及び持分を維持する。

なお、上記要件における公正な評価額の算定は、株式交換・移転の重要な条件を合意及び公表した時点で行う。また、株式交換・移転の重要な条件が公表されてから当該条件が変更された場合には、当該変更が合意及び公表された時点で公正な評価額を算定する。

15. 企業結合前又は企業結合時に、前項の要件を満たす意図で資本勘定の変更をもたらす取引を行った場合には、「持分の結合」とすることはできない。

資本勘定の変更例には、次の取引がある。

株式交換・移転、合併

有償増減資

自己株式の取得及び消却

## 過度な配当

「持分の結合」に係る判定根拠の開示

16. 企業結合を「持分の結合」と判定した場合には、その根拠（各結合当事会社の公正な評価額の割合及びその評価時点並びに算定方法を含む記述）を連結財務諸表に開示する。

取得会社の識別に係る判定基準

17. 株式交換制度を利用した企業結合の場合、完全親会社は完全子会社の議決権の100%を所有するため、完全親会社は、原則として、完全子会社の支配を獲得することになる。

しかし、株式交換制度を利用した場合においても、議決権獲得をもって取得会社を直接識別することが経済的実態に合わない場合がある。この場合は次の事項等を総合的に考慮して取得会社を識別する。

企業結合の結果、ある結合前会社の経営陣が、結合後会社の経営陣の選任を実質的に決定できる立場にある場合は、当該結合前会社が取得会社である。

ある結合前会社の公正な評価額が、他の結合前会社のそれより著しく大きい場合は、当該大きい方の会社が取得会社である。

18. 複数の会社が株式移転制度を利用して完全親子会社関係を創設する企業結合の場合、次の事項等を総合的に考慮して取得会社を識別する。

複数の結合前会社のいずれかの会社が契約等により完全親会社の重要な財務及び営業又は事業方針の決定を支配する権限を有することとなる場合、当該いずれかの会社が取得会社である。

複数の結合前会社のいずれかの会社が完全親会社の取締役会その他の意思決定機関を支配する事実又はそのことが推測される事実が存在する場合、当該いずれかの会社が取得会社である。

また、上記、 によっても、取得会社を識別することが困難な場合がある。この場合は、次の事項等を総合的に考慮して取得会社を識別する。

完全親会社設立の結果、ある結合前会社の経営陣が、完全親会社の経営陣の選任を実質的に決定できる立場にある場合は、当該結合前会社が取得会社である。

ある結合前会社の公正な評価額が、他の結合前会社のそれより著しく大きい場合は、当該大きい方の会社が取得会社である。

パーチェス法及び持分プーリング法による資本連結手続

パーチェス法

19. パーチェス法とは、取得会社が、取得日から、被取得会社の経営成績を連結損益計算書に取り込み、また、資産・負債を取得日現在の公正な評価額で連結貸借対照表に計上し、被取得会社の純資産額と投資原価が相違する場合には、その差額を連結調整勘定として連結貸借対照表に計上する方法である。
20. 完全親子会社関係の創設におけるパーチェス法による資本連結手続は、完全親会社に

よる完全子会社株式の投資原価の測定に係る手続を除けば、連結原則の資本連結手続と同じである。

(完全子会社株式の投資原価の測定)

21. パーチェス法の場合、完全親会社(取得会社の場合。第25項まで以下同じ。)は、資本連結手続上、完全子会社(被取得会社の場合。第25項まで以下同じ。)の株式の投資原価を、取得の対価に取得に直接要した費用を加算した金額により測定する。

取得の対価

取得の対価である完全親会社となる会社の発行した株式(自己株式を含む。)は、市場価格がある場合には、株式交換の重要な条件が合意及び公表された日の直前数日の市場価格に基づいて測定する。また、株式交換の場合において、完全親会社となる会社の株式に市場価格がない場合には、株式交換の重要な条件が合意及び公表された日の直前数日の完全子会社となる会社の株式の市場価格から算出した価額を使用して測定する。

株式移転の場合には、株式移転の重要な条件が合意及び公表された日において完全親会社となる会社の株式の時価は通常存在しないため、原則として株式移転の重要な条件が合意及び公表された日の直前数日の完全子会社となる会社の株式の市場価格から算出した価額を使用して測定する。

なお、株式交換・移転に係る重要な条件の変更があった場合にも、条件変更の日の直前数日の市場価格に基づいて測定する。ただし、株式交換・移転に係る重要な条件が合意及び公表された日の直前数日の株式の市場価格に信頼性がないと判断される場合には、合意及び公表された株式交換・移転に係る重要な条件の基礎となった評価額が、決定方法、交渉内容及び契約に至る経緯等から、客観性がある限り当該評価額をもって測定する。

取得に直接要した費用

完全子会社となる会社の株式の取得に直接要した費用は、完全子会社の株式の投資原価に含めなければならない。この取得に直接要した費用には、株式の発行費用、株式交換・移転に伴う登記費用、取得の達成に要した公認会計士、弁護士、鑑定士、コンサルタント等に対する報酬が含まれる。なお、新株発行費については、資本連結手続上、個別財務諸表の処理をそのままとすることができる。

一方、取得に直接関連しない費用は、発生時に費用処理する。

(子会社株式評価差額の処理)

22. 完全親会社の個別財務諸表における完全子会社の株式の投資原価が、前項の金額と異なる場合には、資本連結手続上、当該投資原価を前項の投資原価に修正するとともに修正差額(以下「子会社株式評価差額」という。)を資本準備金に加減する。[設例1]

(子会社株式評価差額と税効果会計の適用)

23. 資本連結手続の一環として、完全親会社の子会社株式評価差額に係る個別財務諸表の修正を行う場合の一時差異は、将来における投資の売却によって解消するが、この一時

差異の税効果は、税効果会計基準に従って認識することになる。すなわち、資本連結手続上、前項により資本準備金に加減する処理をした場合、親会社はその投資の売却を親会社自身で決めことができ、かつ、予測可能な将来の期間に、その売却を行う意思がないときには、当該一時差異に対して税効果を認識しない（会計制度委員会報告第6号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」第37項参照）。

なお、一時差異が将来加算一時差異であって、当該一時差異について税効果を認識する場合には、次のように処理することになる。

（借方） 資本準備金   ×××   /   （貸方） 繰延税金負債   ×××

（資本連結手続において投資と相殺消去される子会社の資本の金額）

24. パーチェス法を適用する場合、資本連結手続において投資と相殺消去される子会社の資本の金額は、次の の金額に、 の金額を加減算した金額となる（なお、以下の金額はいずれも税効果考慮後の金額である。）。

個別財務諸表上の資本（親子会社間の会計処理の統一及びその他個別財務諸表の修正による損益処理後）

資産及び負債の評価差額

（連結対象となる子会社の財務諸表の範囲）

25. 完全親会社は、原則として、完全子会社の貸借対照表と取得日以降の損益計算書項目を連結する。なお、キャッシュ・フロー計算書については損益計算書が連結される期間と同一の期間について作成する。

持分プーリング法

26. 持分プーリング法とは、企業結合が生じた事業年度において、その結合が事業年度のどの時点で生じたかにかかわらず、結合当事会社間の会計方針を統一するための所要の修正等を除き、基本的に結合当事会社の財務諸表を合算する方法である。したがって、結合当事会社の資産・負債が結合時点の公正な評価額に修正されることも、連結調整勘定が計上されることもない。

27. 持分プーリング法を適用する場合には、完全子会社の資産及び負債は完全子会社の個別（又は連結）貸借対照表に記載されている金額で連結される。

（完全子会社株式の投資原価の測定）

28. 完全親会社は、完全子会社の簿価純資産額が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正に評価されていることを前提として、完全子会社の株式の投資原価を、完全子会社となる会社の株式交換・移転の日の簿価純資産額をもって測定する。なお、当該取引の関連費用は、すべて発生時に費用処理する。

（完全親会社の資本勘定）

29. 持分プーリング法を適用する場合には、資本連結手続上、完全親会社の資本勘定は、次のとおり処理する。

完全子会社の払込の額相当額（資本金と資本準備金の合計相当額）のうち完全親会社の個別財務諸表上の増加資本金額（株式交換による場合）又は資本金額（株式移転による場合）を（増加）資本金とする。

の払込の額相当額から（増加）資本金とした金額を控除した金額を（増加）資本準備金とする。

完全子会社の個別財務諸表上の未処分利益、土地再評価差額及び有価証券評価差額（以下「利益剰余金等」という。）は、そのまま引き継ぐ。

したがって、完全親会社の個別財務諸表における（増加）資本勘定が上記金額と異なる場合には、資本連結手続上、上記金額となるように個別財務諸表上の（増加）資本勘定を修正する。

（資本連結手続において投資と相殺消去される子会社の資本の金額）

30. 持分プーリング法を適用する場合、資本連結手続において相殺消去の対象となる完全子会社の資本の金額は、個別財務諸表上の資本（親子会社間の会計処理の統一及びその他個別財務諸表の修正による損益処理後）の金額となる（税効果考慮後の金額である。）。

（連結対象となる子会社の財務諸表の範囲）

31. 持分の結合が行われた日を含む連結会計期間に係る完全子会社の財務諸表項目は、完全親会社の連結財務諸表において表示される期間の期首（期首日が完全親会社の設立前の場合もある。）から結合されていたかのように完全親会社の連結財務諸表に含める。なお、完全子会社の財務諸表項目を比較開示期間の期首から結合されていたかのように完全親会社の連結財務諸表に含めて（同様な処理を行い）、比較開示期間の連結財務諸表項目を参考情報として開示することが望ましい。

（持分プーリング法を適用する場合の完全子会社となる会社等間で行われた取引の相殺消去）

32. 持分の結合後の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示するために、株式交換・移転の日の前後を問わず、結合当事会社間の取引は、完全親会社の連結財務諸表の作成段階で消去しなければならない。

#### 企業結合に該当しない完全親子会社関係の創設

33. 完全親子会社関係の創設であって企業結合に該当しないものとは、株式交換・移転の結果、独立したある会社と他の会社が合体して両会社に対する持分を結合することがないか又は他の会社の純資産及び経営に対する支配を獲得することがないことをいう。例えば、ある会社がその子会社（100%所有でないもの）の少数株主持分を取得する場合、会社がその純資産を自ら新設した会社に移転する場合、共通支配下の複数企業体の間（親子会社間や子会社間）で行われる純資産の移転や株式の交換の場合、が該当する。

## 資本連結手続

34. 完全親子会社関係の創設が企業結合に該当しない場合、株式交換・移転の経済的実態に応じて、連結原則に準拠した処理又は持分プーリング法に準じた処理を行う（第36項、第37項、第45項及び第46項参照）。

## 完全親子会社関係創設の種類と資本連結手続

### 株式交換制度を利用した完全親子会社関係の創設

#### 株式交換制度を利用して子会社ではない会社を完全子会社とする場合

35. 一般的には完全親会社となる会社による完全子会社となる会社の「取得」と判定され、パーチェス法を適用する。ただし、完全子会社となる会社による完全親会社となる会社の「取得」と判定され、パーチェス法を適用する場合や「持分の結合」と判定され、持分プーリング法を適用する場合もある。[ 設例 1 ][ 設例 7 ]

#### 株式交換制度を利用して100%所有ではない子会社を完全子会社とする場合

36. これは完全親会社となる親会社による完全子会社となる子会社の少数株主からの追加取得であり、企業結合に該当しないが、当該取得は連結原則に準拠した処理を行う。なお、完全子会社株式の投資原価の測定は、第21項による。

### 株式移転制度を利用した完全親子会社関係の創設

#### 単独完全親会社を設立する場合

37. 株式移転制度を利用して完全親子会社関係を創設する場合には、連結財務諸表の報告主体が新設の完全親会社となる。単独完全親会社設立型の場合には、連結財務諸表の報告主体が既存の会社から新設会社に移動するが、企業集団の経済的実態には変化がないことから、企業結合に該当せず、持分プーリング法に準じた処理を行う。[ 設例 2 ]

#### （完全子会社株式の投資原価の測定）

38. 持分プーリング法に準じた処理を行うため、完全親会社において、完全子会社の株式の投資原価を、完全子会社となる会社の株式移転の日の簿価純資産額をもって測定する。

#### （資本連結手続において投資と相殺消去される完全子会社の資本の金額）

39. 単独完全親会社設立型の場合には、持分プーリング法に準じた処理を行うため、資本連結手続において相殺消去の対象となる完全子会社の資本の金額は、第30項による。

#### 共同完全親会社を設立する場合

40. 共同完全親会社設立型の場合には、企業結合と企業結合に該当しない完全親子会社関係の創設が同時に発生するといえる。新設の完全親会社は取得会社にはなり得ない。一

般的には、複数の結合当事会社のうちいずれかが取得会社として識別され、企業結合は「取得」と判定される。この場合には、取得会社に対しては持分プーリング法に準じた処理を行い、被取得会社に対してはパーチェス法を適用する〔設例3〕。一方、結合後会社におけるリスクと便益の共有が継続していると判定される要件を満たした上で、取得会社が識別できないため、「持分の結合」と判定される場合には、持分プーリング法を適用する。〔設例4〕

(子会社株式の投資原価の測定方法)

41. 「取得」と判定されるか、「持分の結合」と判定されるかにより、次のように測定する。

(1) 「取得」と判定される場合

完全親会社は、完全子会社のうち取得会社となる会社の株式の投資原価については持分プーリング法に準じた処理を行い、その会社の株式移転の日の簿価純資産額をもって測定する。完全子会社のうち被取得会社となる会社には、パーチェス法を適用し、当該会社の株式の投資原価は取得の対価に取得に直接要した費用を加算した金額により測定する。

(2) 「持分の結合」と判定される場合

完全親会社において、持分プーリング法を適用し、完全子会社の株式の投資原価を、完全子会社となる会社の株式移転の日の簿価純資産額をもって測定する。

(資本連結手続において投資と相殺消去される完全子会社の資本の金額)

42. 資本連結手続において投資と相殺消去される完全子会社の資本の金額は、次のようになる。

パーチェス法を適用する場合、資本連結手続において相殺消去の対象となる完全子会社となる会社のうち、被取得会社となる会社の資本の金額は、第24項により、取得会社となる会社の資本の金額は第30項による。

持分プーリング法を適用する場合、資本連結手続において相殺消去の対象となる完全子会社となる会社の資本の金額は、第30項による。

利益剰余金等の取扱い

(株式移転制度を利用して完全親会社を設立した場合の完全子会社の利益剰余金等の取扱い)

43. 株式移転制度では、完全親会社の個別財務諸表上、完全子会社の剰余金は引き継がれない。資本連結手続により、持分プーリング法又は持分プーリング法に準じた処理を行う場合には完全子会社の資本構成を連結財務諸表上引き継ぐことになるため、次に掲げる完全子会社の利益剰余金等を引き継ぐ処理が必要となる。〔設例2〕

株式移転制度を利用して単独完全親会社を設立した場合の完全子会社の利益剰余金等

株式移転制度を利用して共同完全親会社を設立し「取得」と判定された場合で、取得会社と識別された完全子会社の利益剰余金等

株式移転制度を利用して共同完全親会社を設立した場合で、「持分の結合」と判定されたときの完全子会社の利益剰余金等

なお、株式移転制度を利用して共同完全親会社を設立した場合で、被取得会社と識別された完全子会社にはパーチェス法を適用するため、当該完全子会社の利益剰余金等は、連結上、引き継がれないことになる。

(株式移転制度を利用して完全子会社となる会社が子会社・関連会社を所有している場合の当該子会社・関連会社の利益剰余金等の取扱い)

44. 完全子会社の利益剰余金等を連結上引き継ぐ処理が必要となる場合には、当該完全子会社となる会社の子会社及び関連会社の取得後剰余金についても同様に連結上引き継ぐ処理を行う。すなわち、前項の「完全子会社の利益剰余金等」を「完全子会社の連結財務諸表上の連結剰余金」と読み替える。

共通支配下にある複数の会社間で行われる完全親子会社関係の創設

45. 共通支配下の複数の会社間（親子会社間や子会社間）で株式交換・移転（連結企業集団内の株式交換・移転）が行われた場合には、次のように取り扱う。

少数株主からの追加取得が行われた場合には、連結原則に準拠した処理を行う。

[ 設例 5 ]

少数株主からの追加取得が行われなかった場合には、持分プーリング法に準じた処理を行う。[ 設例 6 ]

完全親子会社関係創設後の少数株主からの追加取得

46. 完全親子会社関係の創設後、完全子会社の潜在株主（転換社債やストック・オプションを保有）の権利行使により少数株主が生じたことにより、子会社の少数株主から追加取得した場合には、連結原則に準拠した処理を行う。

ただし、完全親子会社関係の創設に当たり持分プーリング法又は持分プーリング法に準じた処理を行った後に、株式交換により少数株主からの追加取得を行う場合には、持分プーリング法に準じた処理を行う。

## 結論の背景

### 完全親子会社関係創設の資本連結手続の基本的考え方

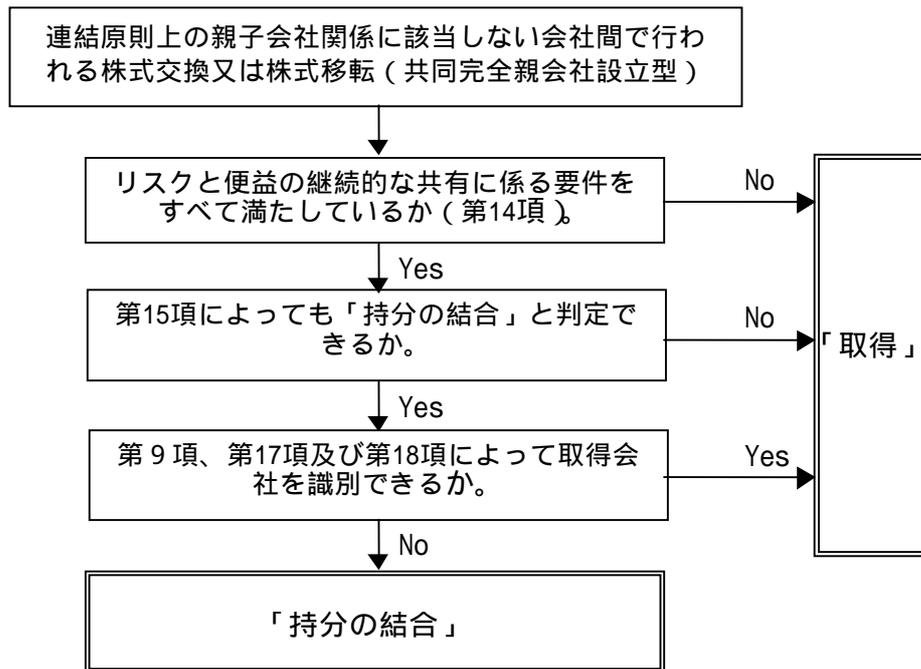
47. 連結原則では、連結財務諸表における資本連結手続において、支配獲得時（部分時価法では各取得時）において子会社の資産及び負債について公正な評価額（時価）による評価が義務付けられており、おおむねパーチェス法の考え方を採用しているといわれている。

しかし、連結原則は現金による株式の取得を想定したものであり、必ずしも株式による株式の取得（株式の交換・移転による完全親子会社関係の創設）を想定していないと考えられるため、本研究報告の作成に当たっては、現行の連結原則の基本的考え方と矛盾しない方向で、かつ、理論的根拠をもった考え方を模索した結果、国際会計基準第22号「企業結合」等を参考として、株式交換及び株式移転制度を利用した完全親子会社関係の創設に係る資本連結手続について検討を行った。

### 「取得」と「持分の結合」の判定テスト（第13項から第15項、第17項及び第18項）

48. すべての企業結合は、「取得」か「持分の結合」のいずれかに分類される。企業結合は、取得会社を識別することができれば、「取得」に分類されるべきであり、多くの企業結合では、結合当事会社のうちいずれかの会社が他の会社の純資産及び経営に対する支配を獲得することになるため、取得会社を識別することが可能である。したがって、企業結合において、単に取得会社を識別できるかどうか不明な状況をもって、「持分の結合」とすることはできない。第14項に掲げるリスクと便益の継続的な共有に係る要件を満たした上で、なお、取得会社を識別することができない場合でなければ、当該企業結合を「持分の結合」と判定することはできないことに留意すべきである。なお、「取得」と「持分の結合」の判定をフローチャートに示すと以下のとおりである。

## 「取得」と「持分の結合」の判定テスト



### リスクと便益の継続的な共有に係る判定基準（第14項から第16項）

49. 公開草案ではリスクと便益の継続的な共有に係る判定に数値基準を取り入れたものの、我が国の企業結合が企業会計審議会で検討されることになっていることや会計の実状等にかんがみ数値基準を現時点で示すことは必ずしも適切ではないと考えられることから、本研究報告では数値基準を記載しないこととした。しかしながら、比較可能性を確保する観点から企業結合を「持分の結合」と判定した場合には、その根拠、すなわち、各結合当事会社の公正な評価額の割合及びその評価時点並びに算定方法を連結財務諸表において開示することを求めることとした。

50. 公正な評価額は相対的にみれば重要な事象（交換・移転比率を変更するような事象）が生じない限り、株式交換・移転の重要な条件の合意及び公表時点から株式交換日又は移転日までに大きく変化することはないと考えられる。しかし、公正な評価額の算定を株式交換・移転の重要な条件を合意及び公表した時点と株式交換日又は移転日の時点とでどちらの時点でも行い得るとすると、できる限り有利な方を選択しようとする意思が働くおそれがある。そこで、公正な評価額の算定は株式交換・移転の重要な条件の合意及び公表した時点で行うものとし、株式交換・移転の重要な条件が合意及び公表されてから変更されるような場合には、当該変更が合意及び公表された時点で算定するものとした。

なお、「取得」と「持分の結合」の判定における公正な評価額の算定は、投資原価の測定方法と異なる方法により算定することも考えられるが、株式交換・移転の重要な条件が合意及び公表された時点で取得する企業の投資原価が確定しているため、投資原価の測定方法を参考にして公正な評価額の算出をすることが合理的である。

51. 結合後会社のリスクと便益の共有について、次の場合には、結合後会社のリスクと便

益の共有度合いが減少し、取得会社を識別できる可能性が高くなると考えられる。

結合前会社間における公正な評価額の差が大きくなり、交換した議決権付普通株式の付与割合が小さくなる場合

「結合前会社間における公正な評価額の差が大きくなり、交換した議決権付普通株式の付与割合が小さくなる場合」というのは、結合前会社間の公正な評価額の差が大きくなればなるほど、そして、交換した議決権付普通株式により付与される割合が小さくなればなるほど、結合後会社のリスクと便益の共有度合いが減少し、取得会社を識別できる可能性が高くなることを想定している。

財務上の協定により特定の株主が他の株主よりも相対的に有利に取り扱われる場合

この協定の発効は、企業結合の前後いずれの場合もある。

「財務上の協定により特定の株主が他の株主よりも相対的に有利に取り扱われる場合」というのは、結合後会社の株主には議決権付普通株式が付与されているにもかかわらず、会社とある株主との間での協定等により、特定の株主が他の株主よりも配当につき有利に取り扱われる場合や、融資の優遇などを想定している。

特定の株主の結合後会社に対する持分割合が、以前に株式を保有していた結合当事会社の結合後の業績に依存する場合

「特定の株主の結合後会社に対する持分割合が、以前に株式を保有していた結合当事会社の結合後の業績に依存する場合」というのは、特定の株主が以前に株式を保有していた結合当事会社の結合後の業績により、当該特定の株主に対して割当増資が行われる取決めがある場合などを想定している。

取得会社の識別に係る判定基準（第17項及び第18項）

52. 第17項において「株式交換制度を利用した場合においても、議決権獲得をもって取得会社を直接識別することが経済的実態に合わない場合」というのは、逆取得となる場合を想定している。この場合には、完全親会社となった会社を直ちに取得会社と認識するのではなく、結合当事会社のうちいずれかの会社が他の会社を支配している事実を総合的に判断する必要がある。第17項で示している二つの要件のみではなく、株式交換に到る経緯、結合後会社の契約関係等の様々な状況を考慮して、経済的実態としてどちらの会社が支配しているかを総合的に判定する必要があることから「次の事項等を総合的に考慮」することとした。また、第18項の複数の会社が株式移転制度を利用して完全親子会社関係を創設した場合においても、取得会社の判定は同様に総合的判断によることとした。

パーチェス法及び持分プーリング法による資本連結手続

パーチェス法を適用する場合の完全子会社株式の投資原価の測定（第21項）

53. パーチェス法の場合に、完全親会社が完全子会社株式の投資原価を測定するに当たり、株式交換・移転日をもって行うという考え方は、資産の取得は取得日（株式交換・移転日）の公正な評価額で測定することが理論的であるとの考え方による。しかしながら、完全子会社株式の取得の対価は交換・移転の重要な条件が合意・公表された時点で

確定しているといえるため、その時点における公正な評価額をもって測定することが合理的であると考えた。そのため、交換・移転の重要な条件が合意・公表された時点で取得の対価を測定するものとした。

取得の対価の測定は合意・公表された交換・移転の重要な条件の基礎となった評価額がある場合に、取引の知識と意思のある当事会社間で独立第三者間取引条件によって決定された価額である場合には、当該評価額は公正な評価額と考えられるため当該評価額をもって測定するという考え方もある。しかし、当該評価額はその決定方法、交渉内容等から恣意性が入り込む余地があり、客観性を欠くおそれがあるため、取得の対価の測定には交換・移転の重要な条件決定に際して重要視されたと想定される市場価格（公表された日の直前数日の市場価格に基づいて算出された平均株価）を用いることとした。したがって、交換・移転の重要な条件が公表された日の直前数日の市場価格に信頼性がないと判断される場合には、上記評価額が金額の決定方法、当事会社間の交渉内容及び契約に至る経緯等から客観性を欠くものではないことが明らかである場合に限り、当該評価額を用いて取得の対価の測定を行うことができる。

#### 持分プーリング法を適用する場合の完全子会社株式の投資原価の測定（第28項）

54. 「持分の結合」の本質は、「取得」が発生しておらず、その企業結合前において存在していたリスクと便益の共有が継続されることにある。持分プーリング法が採用されると、結合後会社はいまや共同で所有され運営されているとはいえ、別個の事業が以前のように会計処理されることにより、この持分の結合の本質を反映した連結財務諸表が作成されることになる。

持分プーリング法は、結合前においては独立しており、結合後においても継続することとなる株主持分が融合することを基礎としている。このような、株主持分の融合を目的とする企業結合において、結合当事会社は株主間の取引の利害ある傍観者としてみられることになるから、結合当事会社の視点では実質的な経済事象は何ら発生していないことになる。したがって、株主間で交渉された取引において交換された価値が考慮されることはなく、また、新たな会計の基礎が要求されることはない。結合前会社は依然として従前のまま存続しているとみなされるため、当該会社の資産及び負債は結合後においてもそのまま引き継がれ、それ以外の資産及び負債も認識されることはない。つまり、持分プーリング法においては、企業結合によって生じた唯一の変化は本質的には法的形式の変化であって、あたかも経済的実態の変化は生じていないかのように会計処理されるのである。

このような前提に立てば、株式交換・移転による持分の結合は、株主持分の融合を目的とするもので、資産の取得を目的とするものではないから、当該取引のために要した関連費用は、発生時に期間費用として計上しなければならない。

持分の結合との関連で発生した費用には、株式の発行費用、株式交換・移転に伴う登記費用、公認会計士、弁護士、鑑定士、コンサルタント等に対する報酬が含まれる。

#### 企業結合に該当しない完全親子会社関係の創設（第33項）

55. 株式交換・移転制度に基づく完全親子会社関係の創設には企業結合取引に該当しない

ものがある。すなわち、以下の場合が企業結合に該当しない例示である。

- ・子会社を株式交換により100%（完全）子会社化する場合（第36項。既に支配を獲得しているため、株式交換により「取得」が発生しないため）
- ・共通支配下にある複数企業体の間で行われる株式交換で少数株主からの追加取得（完全子会社化）が行われた場合（第45項。既に共通の親会社が支配を獲得しているため、株式交換により「取得」が発生しないため）
- ・株式移転制度を利用して単独完全親会社を設立する場合（第37項。連結財務諸表の報告主体が既存の会社から新設会社に移動するのみで、企業集団の経済的実態に変化がないため）
- ・株式移転制度を利用して共同完全親会社を設立した場合の取得会社（第40項。取得会社については、株式移転制度を利用して単独完全親会社を設立した場合と経済的実態が同じため）
- ・共通支配下にある複数企業体の間で行われる株式交換で少数株主からの追加取得が行われない場合（第45項。企業集団の経済的実態に変化がないため）
- ・共通支配下にある複数企業体の間で行われる株式移転（企業集団の経済的実態に変化がないため）

これらの企業結合外取引についても株式交換・移転制度に係る会計処理を示す必要があることから、第33項のように「企業結合に該当しない完全親子会社関係の創設」も本研究報告の対象とした。

また、会計処理については、第34項に記載のとおり、株式交換・移転制度で企業結合外取引に該当するものには、「連結原則に準拠した処理」又は「持分プーリング法に準じた処理」を適用するとした。「持分プーリング法に準じた処理」という用語を用いたのは、持分プーリング法と会計処理方法は同じであるが企業結合会計の枠内ではないことを明確にするためである。

株式交換・移転制度を利用した完全親子会社関係の創設と企業結合取引及び企業結合外取引の区分並びに会計処理（パーチェス法、連結原則に準拠した処理、持分プーリング法、持分プーリング法に準じた処理）の関係を示すと次ページのとおりである。

株式交換・移転による完全親子会社関係を創設する場合の類型と資本連結手続のパターン一覧表

株式交換・移転の類型		パーチェス法	連結原則に準拠した処理	持分プーリング法	持分プーリング法に準じた処理	
株式交換制度	企業結合取引	子会社でない会社を完全子会社とする場合	・一般的（設例1） ・逆取得あり（設例7）	-	・可能性を否定していない（設例1）	-
	企業結合外取引	子会社を完全子会社化	-		-	-
		共通支配下にある複数企業体間で行われる株式交換で少数株主からの追加取得（完全子会社化）が行われた場合	-	・設例5	-	-
		共通支配下にある複数企業体間で行われる株式交換で少数株主からの追加取得が行われなかった場合	-	-	-	・設例6
		完全親子会社関係創設時に持分プーリング法を適用又は持分プーリング法に準じた処理を行った後の株式交換による少数株主からの追加取得	-	-	-	
		完全親子会社関係創設時にパーチェス法を適用した後の株式交換による少数株主からの追加取得	-		-	-
株式移転制度	企業結合取引	共同完全親会社設立型：「取得」の場合	・完全子会社のうち、被取得会社についてはパーチェス法を適用 ・設例3 B社	-	-	・完全子会社のうち、取得会社については持分プーリング法に準じた処理を行う ・設例3
		共同完全親会社設立型：「持分の結合」の場合	-	-	・すべての完全子会社について持分プーリング法を適用 ・設例4	-
	企業結合外取引	単独完全親会社設立型	-	-	-	・完全子会社について持分プーリング法に準じた処理を行う ・設例2
		共通支配下にある複数企業体間で行われる株式移転	-	少数株主からの追加取得	-	

企業結合外取引

完全親子会社関係創設後の少数株主からの追加取得（第46項）

56. 株式交換制度を利用した少数株主からの追加取得は原則として連結原則に準拠した処理が適用される。しかし、完全親子会社関係の創設に当たり、少数株主からの追加取得に連結原則に準拠した処理しか適用されないとすると経済的実態に則さない場合がある。

例えば、単独完全親会社設立型の場合、完全親子会社関係を創設した後、完全子会社の潜在株主の権利行使により以前から存在していた潜在株式が顕在化すると、完全子会社に少数株主が発生することになる。この少数株主から親会社が株式交換で追加取得する際に、原則どおり連結原則に準拠した処理が適用されると、潜在株主が顕在化した後に株式移転制度を利用して単独で完全親会社を設立した場合の処理（持分プーリング法に準じた処理）と比較して、経済的実態はほとんど変わらないにもかかわらず、会計処理に大きな差が出てきてしまう。

そこで、完全親子会社関係の創設に当たり、持分プーリング法又は持分プーリング法に準じた処理を行った後に、株式交換により少数株主からの追加取得を行う場合には、持分プーリング法に準じた処理を行うものとした。

## 付 録

### 株式移転・交換に係る個別財務諸表における会計処理

#### 商法上の株式交換・移転制度に係る会計処理に関する取扱い

57. 商法は株式交換・移転制度に係る会計処理に関して債権者や株主を保護する観点から資本の充実を害さないための規定を設けているのみである。

#### 株式交換制度を利用して完全親会社となる会社の資本増加の限度額

58. 株式交換制度を利用して完全親会社となる会社の資本は、株式交換の日における完全子会社となる会社の純資産額にその会社の発行済株式総数に対する株式移転によって完全親会社に移転する株式数の割合を乗じた額から、完全子会社となる会社の株主に支払をすべき金額及び株式交換新株に代えて完全子会社となる会社の株主に移転される完全親会社となる会社の株式（自己株式）につき会計帳簿に記載された価額の合計額を控除した額を限度として増加することができる（商法第357条）。この場合において、完全親会社となる会社が株式交換に際して額面株式を発行するときは、1株の金額にその株式の総数を乗じた額は、資本に組み入れなければならない（同条ただし書）。

この完全親会社となる会社の資本増加の限度額が現実増加した完全親会社の資本の額を超えるときは、その超過額は、資本準備金として積み立てなければならない（商法第288条ノ2第1項第2号）。

#### 株式移転制度を利用して完全親会社となる会社の資本増加の限度額

59. 株式移転制度により設立する完全親会社の資本は、株式移転の日において完全子会社となる会社に現存する純資産額からその会社の株主に支払をすべき金額を控除した額を限度として定めることができる（商法第367条前段）。この場合において設立する完全親会社が株式移転に際して額面株式を発行するときは、1株の金額にその株式の総数を乗じた額は、資本に組み入れなければならない（同条後段）。

設立する完全親会社の資本の限度額が現実定められた完全親会社の資本の額を超えるときは、その超過額は、資本準備金として積み立てなければならない（商法第288条ノ2第1項第3号）。

#### 完全親会社となる会社の個別財務諸表における会計処理

60. 株式交換・移転に係る完全親会社となる会社の個別財務諸表における会計処理については実務上検討すべき点は多々あるが、ここでは資本連結手続を検討するに最低限必要な部分に限って述べることとする。

商法の規定に従えば、株式交換における資本金増加額は完全子会社となる会社に現存する純資産額にその会社の発行済株式総数に対する完全親会社となる会社に移転する株式数の割合を乗じた額から、株式交換に当たって支払われる交付金と移転される自己株式の帳簿価額の合計額を控除した額となり、株式移転においては完全子会社となる会社

に現存する純資産額から株式移転に当たって支払われる交付金を控除した額となる。また、この限度額と現実の資本金増加額との差額は資本準備金として積み立てることとされている。なお、交付する新株が額面株式の場合には、券面総額（額面×新株発行数）は資本金に組み入れなければならない。

また、税法の規定によれば、株主が50人以上の会社が完全子会社となる場合には、完全親会社が完全子会社株式を株式交換・移転の日における完全子会社の簿価純資産額以下で受入処理しないと、完全子会社の株主に課税関係が発生する可能性がある。

そこで、本研究報告では、個別財務諸表における実務上の会計処理が、強行規定である商法に準拠しつつ、税務上の恩典を利用するよう行われるものとして完全子会社株式並びに資本金及び資本準備金を株式交換・移転時点における完全子会社の簿価純資産額に基づいて算定することを前提に資本連結手続を検討した。

資本連結手続を検討するに当たっての完全親会社における個別財務諸表の会計処理は次のとおりである。

（借方）完全子会社株式	×××	（完全子会社の簿価純資産）
（貸方）資本金	×××	（完全親会社の資本組入額）
資本準備金	×××	